

「第二次栗東市人権擁護計画」の概要について

総務部 人権政策課

1. 趣 旨

第二次栗東市人権擁護計画は、第六次栗東市総合計画においてまちづくりの基本目標に位置づけている「多様性を認め合い、快適で安全に暮らし続けられるまちづくり」の推進と「一人ひとりの人権を尊重する」社会の実現に向けた、本市の人権施策の推進と人権尊重の視点に立った行政サービスの実施のための指針となる計画として策定します。

本計画は、現計画（計画期間：2012（平成24）年度～2021（令和3）年度・2017（平成29年9月改定））の現状と課題を整理したうえで継承し、2020（令和2）年度に実施した栗東市人権・同和問題に関する住民意識調査結果や人権擁護計画に関連する法律の整備や新たな人権課題、今後の社会情勢の変化等も踏まえて策定し、「栗東市人権擁護都市宣言」及び「栗東市人権擁護に関する条例」の具現化をめざし、計画を推進します。

2. 計画の名称及び期間

「第二次栗東市人権擁護計画」・2022（令和4）年度～2026（令和8）年度の5年間

3. 計画の位置づけと役割

- ・正しい人権意識の高揚を図り、一人ひとりの基本的人権の尊重と市民の平等に生きる権利を保障する社会の実現をめざすために、本市の行政全般にわたり人権尊重の視点で施策を推進するための基盤となる計画とします。
- ・本市のまちづくりの上位計画である「栗東市総合計画」の個別計画として策定し、人権を基本とする行政施策や分野別施策の推進に関連する他計画や方針との連携や整合を図ります。

4. 計画策定体制及び今後の予定（計画策定スケジュール参照）

- (1) 2020年度 栗東市人権・同和問題住民意識調査（人権教育課が実施）
- (2) 栗東市人権対策推進本部会議（市長、副市長、教育長、部長・次長職員）
年4回
*庁内の本部会議で案件を審議したうえで、審議会に案件について提案。
- (3) 栗東市人権擁護審議会（外部委員15名） 年4回
- (4) パブリックコメントの実施

期間：2021（令和3）年12月23日～2022（令和4）年1月20日

*その他、計画策定に係る関係課ヒアリング（8月末・13課実施）及び全課を対象とした意見照会（9月及び10月・2回）を実施。

5. 計画の基本的な考え方

(1) 基本理念：『一人ひとりの人権を尊重するまちづくり』（現計画から継承）

(2) 教育・啓発等 基本施策

1. あらゆる場を通じた人権教育、人権啓発の推進

<基本方針>

- ①就学前保育・教育および学校教育における人権教育の推進
- ②社会教育における人権教育の推進
- ③市民への人権啓発の推進
- ④企業への人権啓発の推進
- ⑤人権との関わりが深い職種における人権教育の推進

2. 人権擁護に関する相談・支援体制の整備・充実

- ①相談事業の市民への周知・情報提供
- ②関係機関との連携
- ③相談員・関係職員の資質向上

3. 人権を基本とする行政施策

- ①人権尊重の視点に立った行政の推進
- ②個人情報保護
- ③安全・安心のまちづくりの推進

(3) 人権問題に対する分野別施策の推進（10分野・下線部は新設）

部落差別（同和問題）、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人、インターネットによる人権侵害、感染症等患者、性的指向・性自認（性同一性）等、さまざまな人権問題（アイヌの人びと等）

(4) 計画の推進に向けた体制づくり

- ①計画の推進
- ②計画の進捗管理
- ③関係機関・団体などとの協働・連携
- ④SDGsの達成につながる人権施策の推進

6. 主な変更内容等

- ・社会情勢の変化や他計画との整合を図るため、計画期間を10年から5年に変更しました。
- ・第1章 3. 計画の位置づけと役割の関連図等を見直しました。
- ・現計画で第2章の1つとしていた「主な人権問題に対する分野別施策の推進」を第3章として独立させ、新たに2分野「感染症等患者」「性的指向・性自認（性同一性）等」を追加し、10分野としました。（8→10分野に変更）
- ・計画の進行管理は、PDCAサイクルによる管理を行います。また、第二次計画策定に伴い計画の進行管理のための「人権擁護計画実施計画」も見直します。
- ・総合計画や人権擁護計画に関連する個別計画と同様に、SDGsの達成につながる計画の推進について、新たに記載しました。

7. その他

- ・ 第二次栗東市人権擁護計画の策定について、市民や関係機関・団体に周知をはかるため計画<概要版> (A4 カラー版・8ページ程度) も作成します。

【参考】計画の基本的な考え方

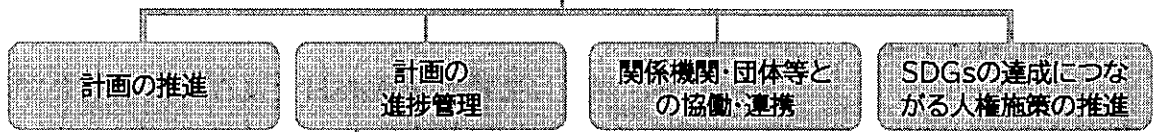
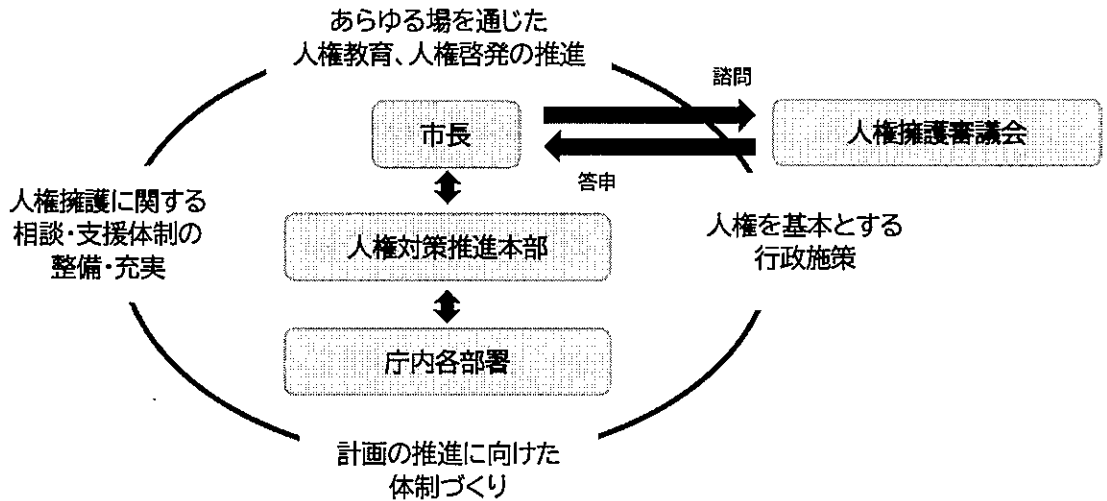
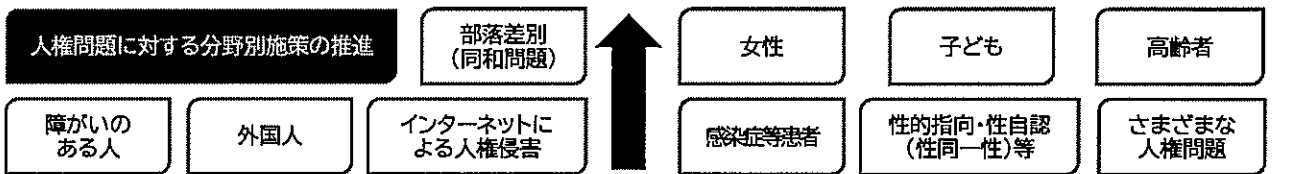
持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals) 誰一人取り残さない社会の実現



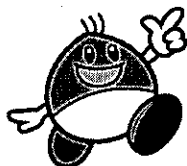
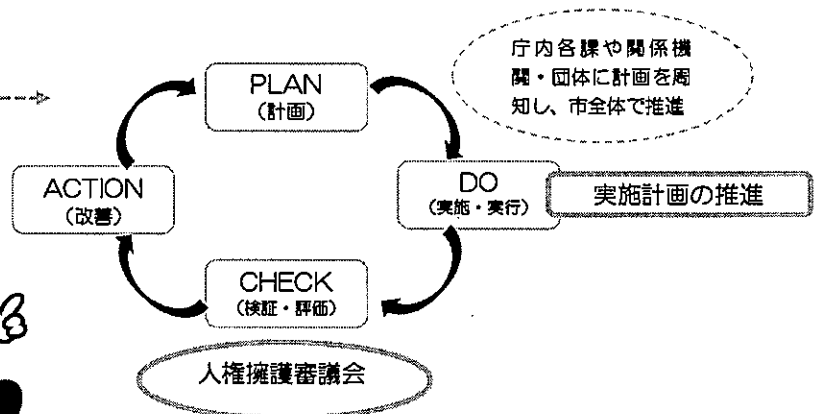
※ 持続可能な開発目標 (SDGs : Sustainable Development Goals): 2015(平成 27)年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された、2030年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(No one will be left behind)」ことを誓っている。



第二次栗東市人権擁護計画の基本目標 「一人ひとりの人権を尊重するまち」の実現



PDCAサイクル【Plan(計画)-Do(実施・実行)-Check(検証・評価)-Action(改善)】のプロセスを踏まえた計画の進捗管理を行います。また、定期的に市民の意識やニーズを把握し、それらの結果を踏まえて各課の事業や個別計画にも反映出来るよう連携を図ります。



○計画策定スケジュール（予定）

2021（令和3）年12月現在

月	内 容（ 予 定 ）
7月28日（水）	第1回 栗東市人権対策推進本部会議 第二次栗東市人権擁護計画の策定について ・策定趣旨、現計画の現状と課題の分析結果の報告 ・計画骨子（案）について審議
8月10日（火） （書面協議） 8月末	第1回 栗東市人権擁護審議会 第二次栗東市人権擁護計画の策定について (1) 第二次計画の策定趣旨、計画概要及び今後の予定 (2) 現計画の現状と課題 (3) 第二次栗東市人権擁護計画の骨子（案） ※書面協議後、第二次計画策定について市長から審議会に諮問 → 関係課ヒアリング実施（8/24～8/26） → 素案作成
9月中旬 9月29日（水）	第二次栗東市人権擁護計画（素案）の各課意見照会 第2回 栗東市人権対策推進本部会議 計画（素案）について審議し、審議会に提案
10月8日（金）	第2回 栗東市人権擁護審議会 ・第二次栗東市人権擁護計画（素案）について 審議会の意見を受け → 素案を修正 → 計画（案）の作成
10月中旬 10月27日（水）	第二次栗東市人権擁護計画（案）の各課意見照会 第3回 栗東市人権対策推進本部会議 計画（案）について審議し、審議会に提案
11月12日（金）	第3回 栗東市人権擁護審議会 ・第二次栗東市人権擁護計画（案）について
12月1日（水） 12月中旬～下旬	総合調整会議（第二次栗東市人権擁護計画（案）について審議） 12月議会 計画（案）について総務常任委員会及び議会説明会で報告
12月23日（木） ～1月20日（木）	第二次栗東市人権擁護計画（案）に対するパブリックコメント （1月号 市広報、市HP、情報公開コーナー等で周知）
2月2日（水） 2月14日（月） 2月中旬	第4回 栗東市人権対策推進本部会議 パブリックコメントに対する対応と最終計画（案）について 審議し、審議会に提案 第4回 栗東市人権擁護審議会 パブリックコメントに対する対応と最終計画（案）決定 計画（案）について栗東市人権擁護審議会から市長に答申
3月	総合調整会議（第二次栗東市人権擁護計画（案）について報告） 3月議会 総務常任委員会及び議会説明会で計画（案）について報告

栗東市食品ロス削減推進計画（案）の概要について

1. 計画の趣旨について

本計画は、食品ロスの削減を総合的かつ計画的に推進していくため、「食品ロスの削減の推進に関する法律」（令和元年法律第19号）第13条第1項の規定に基づき、国の定める基本方針および「滋賀県食品ロス削減推進計画」を踏まえて作成するものです。

市民、事業者、行政等の多様な主体の連携により、さらに食品ロス削減を計画的に推進していくことを目的として策定します。

本計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

2. 食品ロスの現状について

○食品ロス発生量

全 国：家庭系276万トン／年（平成30年度推計）

滋賀県：家庭系約2.8万トン／年（平成29年度推計）

栗東市：家庭系695.0トン／年（令和2年度推計）

○本市における食品ロス対策事業の現状

ポスター、パネル、広報誌での啓発、フードドライブ活動の実施等

○市民意識の現状（令和2年度食品ロス等に関する市民アンケート調査結果より）

食品ロス問題の認知度 81.2％、

フードバンク活動、フードドライブ活動の認知度 37.0％

3. 計画の理念と施策の方向性について

（1）計画の基本理念：「みんなで減らそう食品ロス」

食品ロスの削減のためには、市民一人一人がこの問題を自らの問題として捉え、理解するだけにとどまらず、行動に移すことが必要です。こうした理解と行動の変革が広がるよう、市民、事業者、関係団体、行政等の多様な主体が、食品ロスの削減の取組を推進し、市民運動として、食品ロスの削減を実践していくこととします。

（2）施策の方向性

①食品ロス発生抑制のための普及・啓発

市民が食品ロスの削減の重要性について理解と関心を深めることができるよう、啓発及び知識の普及を行います。

（1）教育及び学習の振興、普及啓発等

効果的な普及啓発の実施、三方よしフードエコ推奨店制度の周知、消費者教育との連携、健康推進員等との連携、学校教育等を通じた取組の推進

（2）食品関連事業者等の取組に対する支援

（3）先進的な取組の情報収集及び提供

②食品ロスの発生量等の実態把握

食品ロスの削減に関する施策の効果的な実施に資するよう、本市における食品ロスの発生量や内容、発生要因等の把握に努めます。

- ・食品ロスの発生量の実態調査
- ・市民の意識や取組の調査

③未利用食品を有効活用する仕組みづくり

フードバンク活動やフードドライブ活動は、食品ロスの削減に直結するものであるほか、食糧支援を必要とする者への支援などの観点からも有意義な取組であり、市民に対して、これらの活動の啓発を行い、活動の拡充に取り組んでいきます。

- ・フードドライブ活動の拡充
- ・災害救助物資（食料）の有効活用
- ・関係者相互の連携の促進

4. 計画の推進に向けた指標と数値目標について

指 標	定 義	現 状	目 標 (令和8年度)
家庭系食品ロスの年間発生量（推計）	市内の家庭から発生した食品ロスの年間発生量	695.0トン (令和2年度)	620.6トン
食品ロスの問題の認知度	食品ロスの問題を「知っている」と回答した人の割合	81.2% (令和2年度)	90.0%
食品ロスの削減の取組を実践している事業者の数	「三方よしフードエコ推奨店」の累計登録店舗数	11店舗 (令和3年11月)	16店舗
フードバンクについての認知度	フードバンクを「知っている」と回答した人の割合	37.0% (令和2年度)	80.0%

第10次交通安全計画と比べた

第11次交通安全計画の追加及び変更点

○ ※第10次交通安全計画を基本踏襲しているため視点や柱の変更点はないが、施策レベルでは、社会背景や第10次計画より更に強化する部分などを踏まえ、主に以下の項目が変更となった。なお、各施策における説明文において若干表現を変更しているが、これらについては変更点としない。

- ・ 「計画の目的」の追加 (1ページ 2)
 - ・ 「新型コロナウイルス感染症の影響の注視」の追加 (2ページ 4 計画の考え方(5))
 - ・ 「SDGs(SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS)」の追加 (3ページ 5)
 - ・ 「第10次交通安全計画時における主な対策」の追加 (5ページ)
 - ・ 「第11次栗東市交通安全計画における目標」の変更 (9ページ 2 (1) (2))
 - ・ 「未就学児が日常的に集団で移動する経路(お散歩ルート)」の追加(12ページ(1)イ)
 - ・ 「高齢者等の移動手段の確保・充実」の追加 (13ページ (5))
 - ・ 「横断歩行者の安全運動」の追加 (20ページ (3)イ)
-



職員の希望降格について

1. 目的

職員自らの意思に基づく降格に対する希望を尊重し、心身の負担を軽減するとともに勤労意欲の向上を図り、もって組織の活性化を図ることを目的とする。

2. 対象職員

栗東市職員の給与に関する条例第3条の給料表の適用を受ける職員及び栗東市企業職員の給与に関する規程第3条の給料表の適用を受ける課長補佐級以上の職位にある職員であって、次に掲げるもの。

- (1) 心身の故障等により、その職責を果たすことが困難である者
- (2) 介護、看護その他の家庭の事情により、その職責を果たすことが困難である者
- (3) 前2号の他、特別の事情により、その職責を果たすことが困難であると認められる者

3. 降格の申出

降格を希望する職員は、降格希望申出書により上司(部長相当職位にある職員にあっては副市長、課長相当職位にある職員にあっては部長、その他の職員にあっては所属長をいう。)及び総務部総務課長を経由して、任命権者に申し出る。

4. 降格の時期

承認の日以後の直近の4月1日をもって当該職員を1級下位の職務の級に降格する。

5. 降格後の号給

降格後の給料表の号給は、栗東市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則第17条の2の規定により決定した号給とする。

(降格の場合の号給の決定)

第17条の2 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、降格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給(同じ額の号給がないときは、直近下位の号給)とする。

2 職員を降格させた場合で当該降格が2級以上下位の職務の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

3 前2項の規定により職員の号給を決定することが著しく不相当であると認められる場合には、前項の規定にかかわらず、あらかじめ市長の承認を得てその者の号給を決定することができる。

6. 施行日

令和4年1月1日



栗東市職員の希望降格に関する規程を次のように定める。

令和3年11月24日

栗東市長 野村 昌弘

栗東市職員の希望降格に関する規程

(目的)

第1条 この訓令は、職員自らの意思に基づく降格に対する希望を尊重し、心身の負担を軽減するとともに勤労意欲の向上を図り、もって組織の活性化を図ることを目的とする。

(対象となる職員)

第2条 降格を希望することができる職員は、栗東市職員の給与に関する条例（昭和40年栗東町条例第11号）第3条の給料表の適用を受ける職員及び栗東市企業職員の給与に関する規程（昭和60年栗東町企業管理規程第1号）第3条の給料表の適用を受ける課長補佐相当職位以上の職位にある職員であって、次に掲げるものとする。

- (1) 心身の故障等により、その職責を果たすことが困難である者
- (2) 介護、看護その他の家庭の事情により、その職責を果たすことが困難である者
- (3) 前2号の他、特別の事情により、その職責を果たすことが困難であると認められる者

(降格の申出)

第3条 降格を希望する職員は、降格希望申出書（別記様式第1号）により上司（部長相当職位にある職員にあつては副市長、課長相当職位にある職員にあつては部長、その他の職員にあつては所属長をいう。）及び総務部総務課長を経由して、任命権者に申し出るものとする。

(降格の承認)

第4条 任命権者は、降格希望申出書の提出があつたときは、降格の適否について審査し、その結果を降格承認（不承認）通知書（別記様式第2号）により当該職員に通知するものとする。

(降格の時期)

第5条 任命権者は、降格の希望を承認したときは、承認の日以後の直近の4月1日をもって当該職員を1級下位の職務の級に降格する。

2 任命権者は、前項に規定する降格の時期により難いと認めるときは、別に降格の時期を定めることができる。

(降格後の号給)

第6条 降格後の給料表の号給は、栗東市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和47年栗東町規則第15号）第17条の2の規定により決定した号給とする。

(補則)

第7条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は任命権者が定める。

附 則

この訓令は、令和4年1月1日から施行する。

別記

様式第1号（第3条関係）

降格希望申出書

年 月 日

任命権者 様

所 属 _____

職 名 _____

氏 名 _____ 印

下記の理由により降格を希望しますので、栗東市職員の希望降格に関する規程第3条の規定により申し出ます。

記

1. 現在の職位及びその任命日 職位 任命日 年 月 日

2. 現 在 号 級 級 号

3. 降格を希望する理由

4. 特 記 事 項

降格承認（不承認）通知書

年 月 日

様

任命権者 印

年 月 日付けで申出のあった降格希望について、下記のとおり決定したので、栗東市職員
の希望降格に関する規程第4条の規定により通知します。

記

降格を承認する

降格後の職位	
降格後の号給	
降格を任命する日	年 月 日 から

降格を承認しない

承認しない理由	
---------	--

上 司 印		総務課長印	
-------	--	-------	--

第39回旧RD最終処分場問題連絡協議会について

日時：令和3年11月26日（金）19:00～21:00

場所：なごやかセンター 集会室

出席者：滋賀県、栗東市、地元住民等 32人

（出席者の中に県会議員1名、市会議員3名を含む）

■第39回旧RD最終処分場問題連絡協議会

1. 前回の開催結果について 資料1

栗東町由来の家庭系ごみについては里道の外側にまで埋められている可能性が高い。栗東市は過去の埋立範囲等を把握することが必要ではないか、また、地権者はこのことを承知しているのかとの問いに対し、「最終埋立地として借地契約をしていた土地（池）の範囲、埋立完了後の里道復旧時における部分的な線形の変化については、航空写真や平面計画図等の資料より把握しています。また、地権者には、観測井戸設置依頼時に説明をおこなっており、承知されているものと考えております。」と回答しました。

2. 令和3年度第2回モニタリング調査結果について 資料2

地下水調査については、これまでの調査結果と比べ、横ばいで推移しており、ひ素で3地点、ほう素で1地点の基準超過がありました。（資料2 P9-P10 参照）

栗東町由来の家庭系ごみに関する影響調査については、令和元年度から調査を継続しており、通算10回のすべての調査において環境基準超過がなく、有害物質による汚染が確認されなかったことから、今後はC-7、C-8、C-9に代えて、下流のH24-2（2）およびH24-4（2）のモニタリングにより異常がないことを確認することとなります。（資料2 P17 参照）

洪水調整池の水質等については、有害物質について環境基準の超過はありませんでした。pHについては環境基準をわずかに超過していますが、池内で雨水が滞留した際に、植物プランクトンが増殖した影響によると考えられます。（資料2 P18 参照）

硫化水素にかかる敷地境界ガス調査については、全地点で不検出となっております。（資料2 P20 参照）

3. 維持管理の状況について 資料3

令和3年8月30日（月）に水処理施設の原水（処理前）、処理水（処理後）の水質分析が実施されました。分析結果については、原水、処理水とも計画処理水質の超過はありませんでした。

また、県、管理委託業者にて実施されている施設の運転調整や監視においても異常は発生しておりません。（資料3 P4-P5 参照）

4. 産廃特措法に基づく特定支障除去等事業実施計画で定めた目標達成の状況について

資料4

産廃特措法に基づく特定支障除去等事業実施計画で定めた3つの目標の達成状況や今後の予定等について報告説明がありました。

5. その他

特になし



第 39 回 旧 R D 最終処分場問題連絡協議会 次 第

日 時 令和 3 年 11 月 26 日 (金) 19:00～
場 所 栗東市総合福祉保健センター (なごやかセンター) 集会室

■ 議 事

- 1 前回の開催結果について
- 2 令和 3 年度第 2 回モニタリング調査結果について
- 3 維持管理の状況について
- 4 産廃特措法に基づく特定支障除去等事業実施計画で定めた目標達成の状況について
- 5 その他

配布資料

- | | |
|------|---------------------------------------|
| 資料 1 | 第 38 回旧 R D 最終処分場問題連絡協議会 (書面開催) の開催結果 |
| 資料 2 | 令和 3 年度第 2 回モニタリング調査結果について |
| 資料 3 | 維持管理の状況について |
| 資料 4 | 産廃特措法に基づく実施計画の目標達成の状況について |



第 38 回 旧 R D 最終処分場問題連絡協議会（書面開催）の開催結果

■日 時：令和 3 年 9 月

■ご意見・ご質問と回答（⇒が県の回答です）

2 令和 3 年度第 1 回モニタリング調査結果について

(1) 資料 2-1 の 2 頁 ○ Ks3: 8 地点→7 地点では？

⇒ 調査地点のうち最下流の K-1 は、粘性土層の Kc3 層（地下水帯水層の Ks3 層と Ks2 層の間の不透水層）が途中で自然に途切れ、Ks3 層と Ks2 層の地下水が合流したものとなっています。そのため、Ks3 層地下水と Ks2 層地下水の両方の影響を確認する地点として両方にカウントし、6 ページから 15 ページまでのグラフでも Ks3 層と Ks2 層の両方に結果を表示しています。

分かりにくい表記となっていましたので、次回以降は調査地点図に注釈を追記します。

(2) 資料 2-1 の 20 頁 洪水調整池の採水地点は（深さ・場所）？

例えば大雨で底部沈殿物が流出するなら、底部沈殿物も確認しておく必要はありませんか？

⇒ 洪水調整池の採水地点は 18 ページの図に示した地点で、深さは水面と底の間付近として水面から 0.23m で採水しました。

洪水調整池は容量が大きく、大雨でも底部に沈殿したものが流出することはほとんどないと考えています。

(3) ○家庭系ごみの影響に関する調査結果の評価について

（栗東市への質問意見です）

今回の調査で、滋賀県としての家庭系ゴミ対応は終了するが、資料 2-3 の 2 ページの図によれば、家庭系ゴミは里道の外側にまで埋められている可能性が高い。栗東市は過去の埋め立てがどの範囲で行われ、それが妥当なものであったのか、把握する必要があるのではないか。また地権者はこのことを承知しているのか。

（栗東市からの回答）

栗東町が家庭系ごみの最終埋立地（鴨ヶ池ごみ処理場）として、小野行政区より借地契約をしていた土地（池）の範囲については、航空写真、計画平面図等の資料により把握をしております。

家庭系ごみについては、借地した土地（池）の範囲において埋め立てを行っていますが、資料が残っていないことから、埋立範囲の詳細については把握できておりません。また、埋立完了後に里道を復旧しており、従来の里道と比較すると、少し直線的な線形となっていることから、結果として、現里道の外側にも池の範囲が部分的に存在する可能性があります。

なお、観測井戸設置依頼時に地権者には里道の外側にある元々池であった範囲において家庭系ごみが埋められている可能性があることを説明しており、地権者も承知されているものと考えています。

3 維持管理の状況について

(1) 資料3の6ページの表をみると、1,4-ジオキサンの値が原水よりも処理水で高くなっている。これが検査誤差によるものでないとするならば、同じ水を処理前と処理後で検査しているのではなく、別の水を検査しているからだと思われる。原水を採取してから時間をおいて処理水をとるべきではないか。

⇒ 本水処理施設は、過去の調査結果を踏まえ、「凝集沈殿+砂ろ過+活性炭吸着」の方式を採用しており、凝集剤で凝集する物質（SS、重金属類、ダイオキシン類等）および活性炭に吸着される物質（COD、揮発性有機化合物等）を処理することを目的としています。なお、1,4-ジオキサン等は、調査結果から原水水質が計画処理水質を超過するおそれはないとして処理対象としておらず、当方式では処理が難しい物質であり、基本的には処理前後で値は変わらないこととなります。

しかしながら、本水処理施設では常時水質に変動のある浸透水が原水として供給され、連続処理で処理を行っており、その上、各工程において原水槽に返送される逆洗水などがあり、時間を考慮しても同じ水を採水することは難しくなり、処理水の値が原水よりわずかに高くなる場合や低くなる場合があります。

原水と処理水の値の差は浸透水（揚水ピット）における振れ幅と同程度であり、また、水処理施設における水質分析は年4回で毎年継続して実施しているため、水質の変動状況を見極めることができしており、現行の採水方法で問題ないと考えています。

(2) 北尾側のセットバック面・法面の状況写真がありません。

⇒ 豪雨による応急対応した箇所もなく、特に掲載していませんでした。現場の状況変化等を踏まえ、今後ともわかりやすい資料となるよう、工夫してまいります。

4 アーカイブの作成方針について

資料4の2ページによれば、令和3年度は「作成方針の決定、構成案の作成」になっているが、悠長である。先送りをせず「記述内容の具体化」を今年度中に始めるべきである。

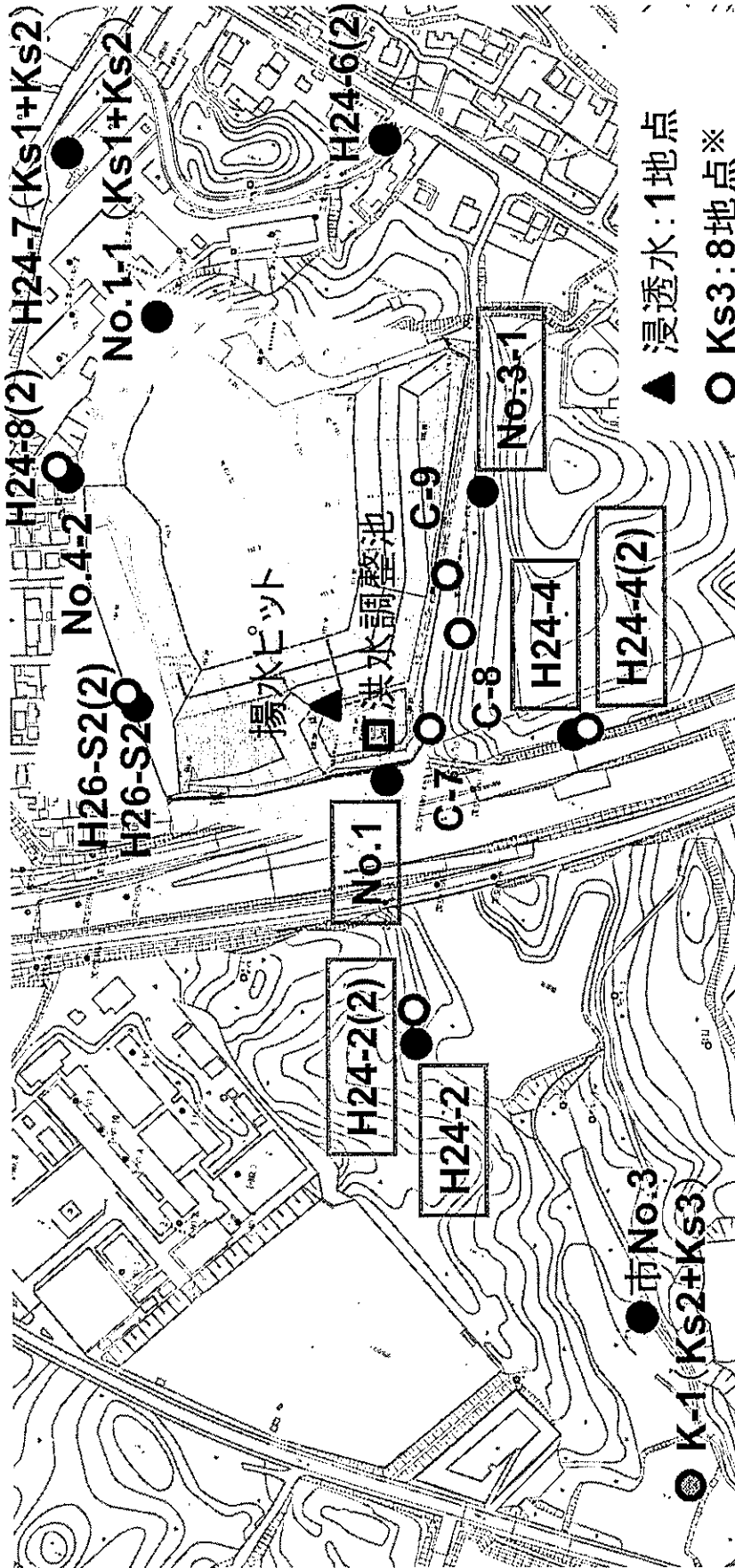
⇒ 事務局においてアーカイブの作成に向けた整理を進めており、今回の連絡協議会で作成方針および構成案をお示しして御意見をお聴きしたところです。

いただいた御意見をはじめ、これらに対する皆様の御意見を踏まえて、取組を着実に進めてまいりたいと考えています。

令和3年度第2回 モニタリング調査結果について

令和3年(2021年)11月26日

調査地点



▲ 浸透水: 1地点

○ Ks3: 8地点※

● Ks2: 11地点※

□ 表流水: 1地点

□ : 実施計画の目標達成状況の
評価に用いる地点

※K-1はKs3層とKs2層の地下水が
合流しているため、両方に計上して
いる。

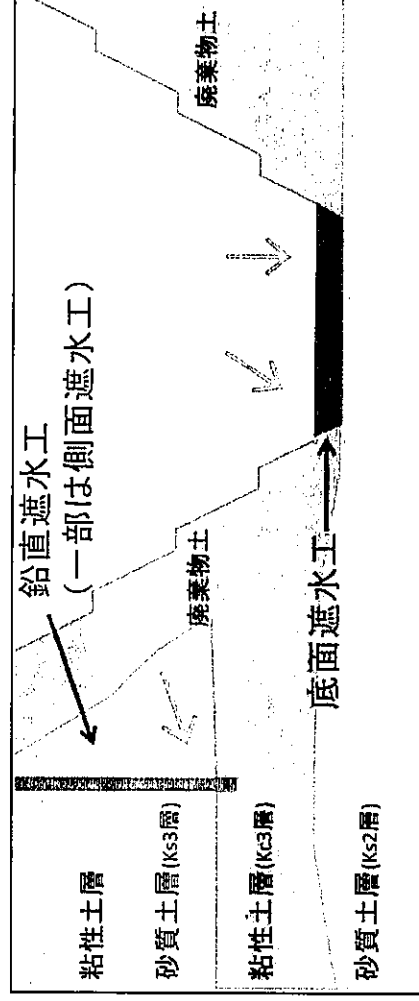
調査日

◆ 令和3年(2021年)9月2日

(特記事項)

- H24-8(2)は、水量が僅かであったためpHおよびECのみを測定した。
- C-9は、水量が少なかったためダイオキシン類以外を測定した。

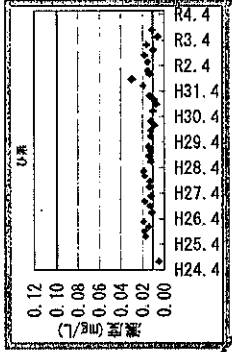
(参考)地下水帯水層と遮水工事の位置関係



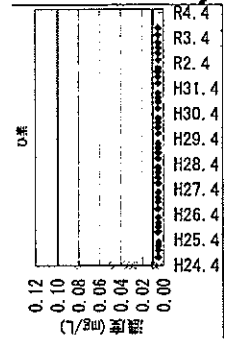
- ◆ 廃棄物土層の側面に砂質土層(Ks3層)が接しており、廃棄物土に触れた浸透水が漏洩していたため、鉛直遮水工または側面遮水工により遮水した。
- ◆ 廃棄物土層の底面において粘性土層(Kc3層)が欠損しており、廃棄物土層の底面に接した砂質土層(Ks2層)へ廃棄物土に触れた浸透水が漏洩していたため、底面遮水工により遮水した。

ひ素

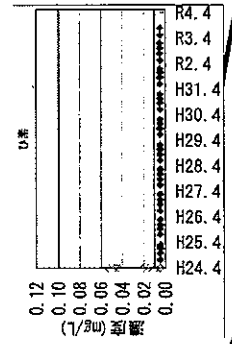
● Ks2



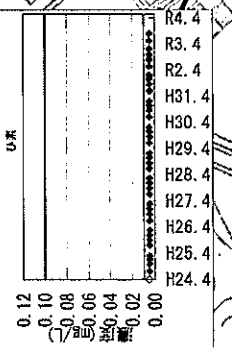
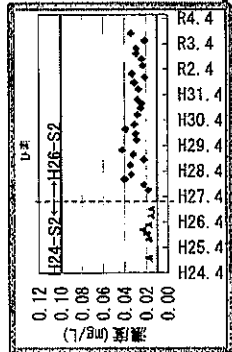
H24-7 (Ks1+Ks2)
0.011 mg/L



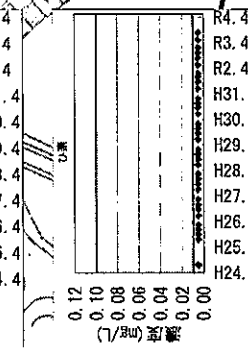
No.4-2
<0.005 mg/L



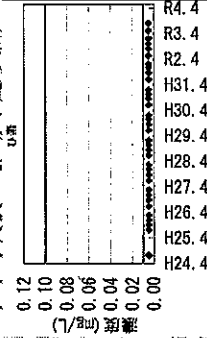
H26-S2
0.034 mg/L



H24-2
<0.005 mg/L

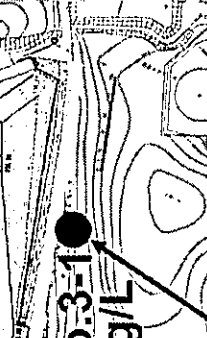


No.1
<0.005 mg/L

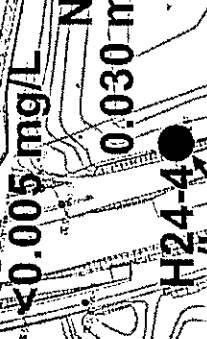


No.1-1 (Ks1+Ks2)
<0.005 mg/L

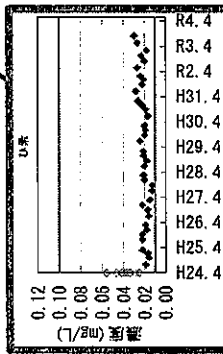
H24-6(2)
<0.005 mg/L



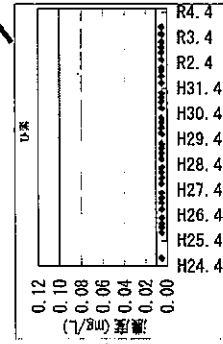
No.3-1
0.030 mg/L



H24-4
<0.005 mg/L



K-1 (Ks2+Ks3)
<0.005 mg/L



- H24-7、H26-S2、No.3-1の3地点で環境基準を超過した。その他の地点では不検出であった。
- 3地点とも概ね横ばいで推移しており、大きな変化は見られない。
- No.3-1の基準超過原因は自然由来と考えられる。H24-7、H26-S2は水位勾配から旧処分場の流れ側であり、電気伝導度の数値から、浸透水の影響をほとんど受けていないと考えられる。

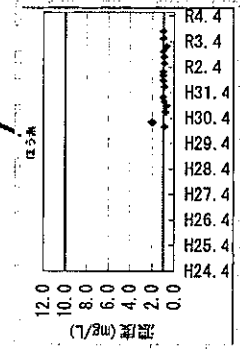
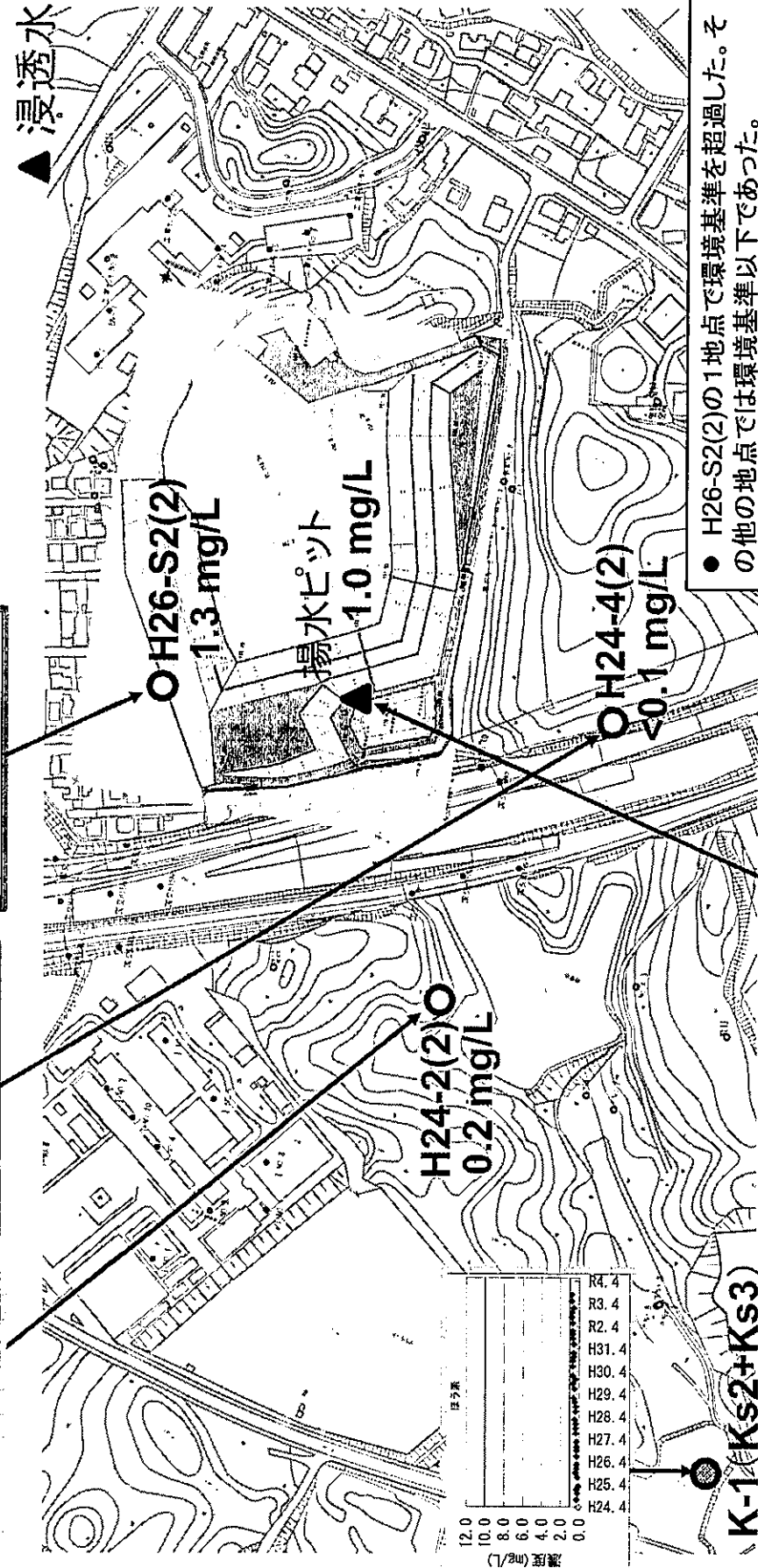
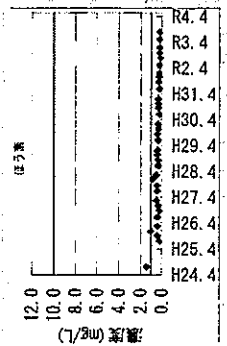
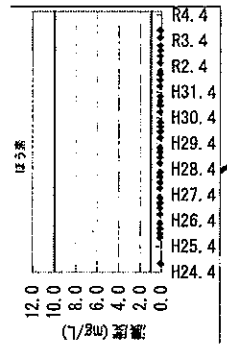
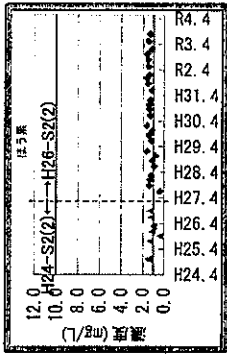
環境基準
0.01 mg/L

ほう素

○ Ks3

▲ 浸透水

(参考)
管理型最終処分場
排水基準
環境基準



- H26-S2(2)の1地点で環境基準を超過した。その他の地点では環境基準以下であった。
- H26-S2(2)は、環境基準値付近で概ね横ばいで推移している。
- 揚水ピットは、環境基準前後で横ばい傾向である。

環境基準
1 mg/L

家庭系ごみの影響に関する調査について

令和3年度

調査地点 採水年月日	C-7		C-8		C-9		地下水 環境基準
	R3.5.24	R3.9.2	R3.5.24	R3.9.2	R3.5.24	R3.9.2	
現場 測定 項目	°C	24.0	24.0	24.0	21.0	25.0	28.0
	°C	17.6	20.4	18.2	15.1	18.2	22.1
	m	4.00	4.00	6.45	6.06	3.39	3.39
	at20°C	6.2	6.5	5.1	5.3	6.5	6.5
BOD	mg/L	0.7	1.8	<0.5	<0.5	0.7	<0.5
COD	mg/L	4.5	4.8	1.4	1.2	4.6	4.4
SS	mg/L	180	31	5.9	3.3	32	32
EC	mS/m	69	63	23	15	49	44
カドミウム	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
砒素	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
ふっ素	mg/L	<0.08	0.09	0.09	<0.08	0.10	0.10
ほう素	mg/L	0.3	0.3	<0.1	<0.1	0.3	0.3
鉛	mg/L	0.006	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
P C B	mg/L	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
トリス	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
テトラ	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,1-ジ	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
1,2-ジ	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
シ-A-1,2-ジ	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
トリス	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
ペンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
クロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,4-ジ	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.089	0.079	0.084	0.066	0.069	0.068
鉄	mg/L	5.4	2.4	3.9	0.41	0.21	22
マンガン	mg/L	2.7	2.3	2.5	0.20	0.03	2.6
溶解性鉄	mg/L	0.87	0.70	0.79	<0.01	<0.01	11
溶解性マンガン	mg/L	2.3	2.0	2.2	0.19	0.02	2.2
全窒素	mg/L	0.60	0.47	0.54	0.63	0.43	1.43
全りん	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05

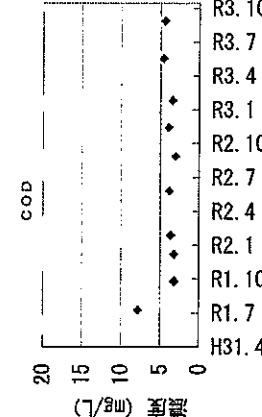
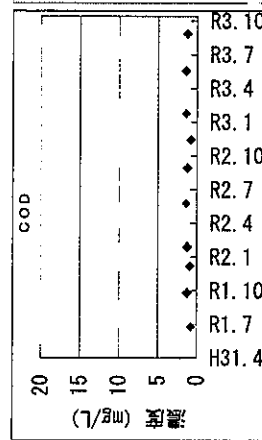
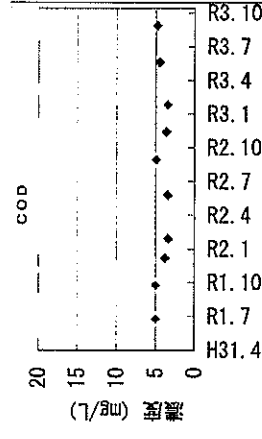
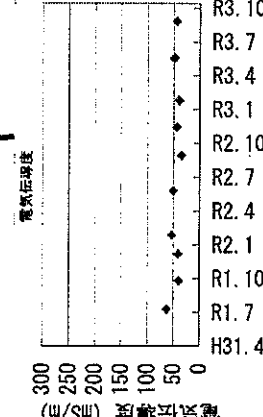
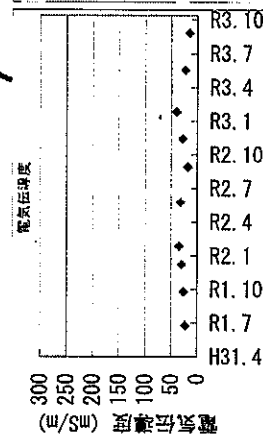
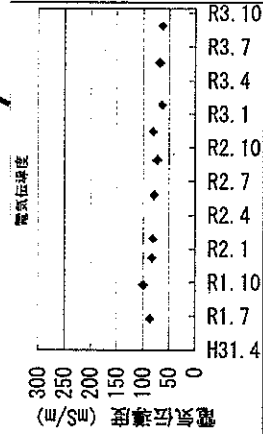
P C Bの地下水環境基準は「検出されないこと。」(不検出)であり、定量下限値未満(<0.0005mg/L)となることである。調査結果が定量下限値未満の場合「不検出」と表記した。

年間平均値は定量下限値未満の場合は定量下限値として扱い、計算している。

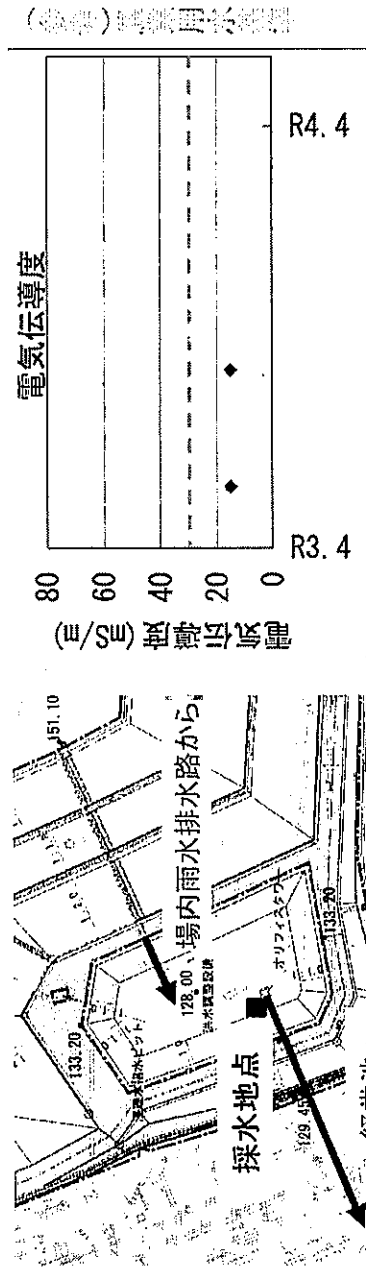
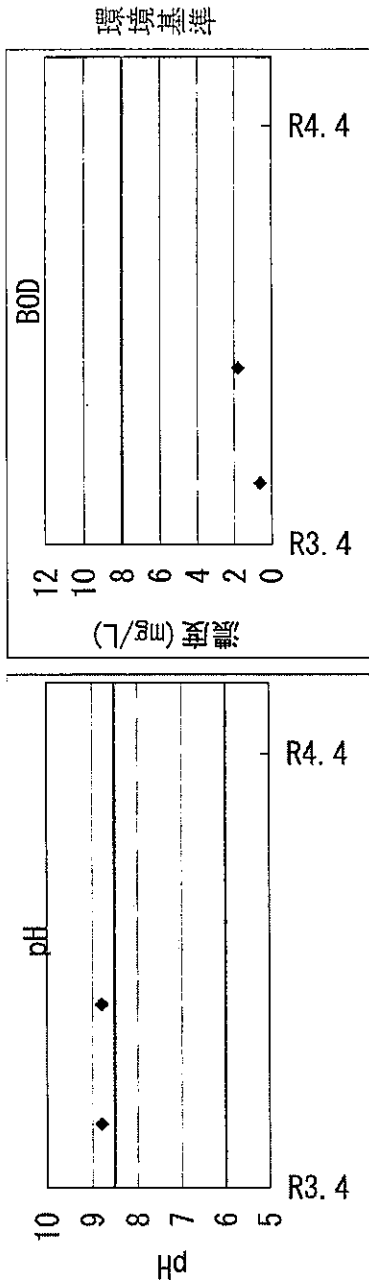
ただし、全ての調査で定量下限値未満の場合は年間平均値も同じ表記としている。

家庭系ごみの影響に関する調査について

- 環境基準超過なし。
- 令和元年度から調査を継続しており、通算10回目の調査であり、10回とも環境基準超過なし。
- 有害物質による汚染が確認されなかったため、今後はC-7、C-8、C-9に代えて、下流のH24-2(2)(およびH24-4(2))のモニタリングにより、異常がないことを確認する。



洪水調整池の水質等



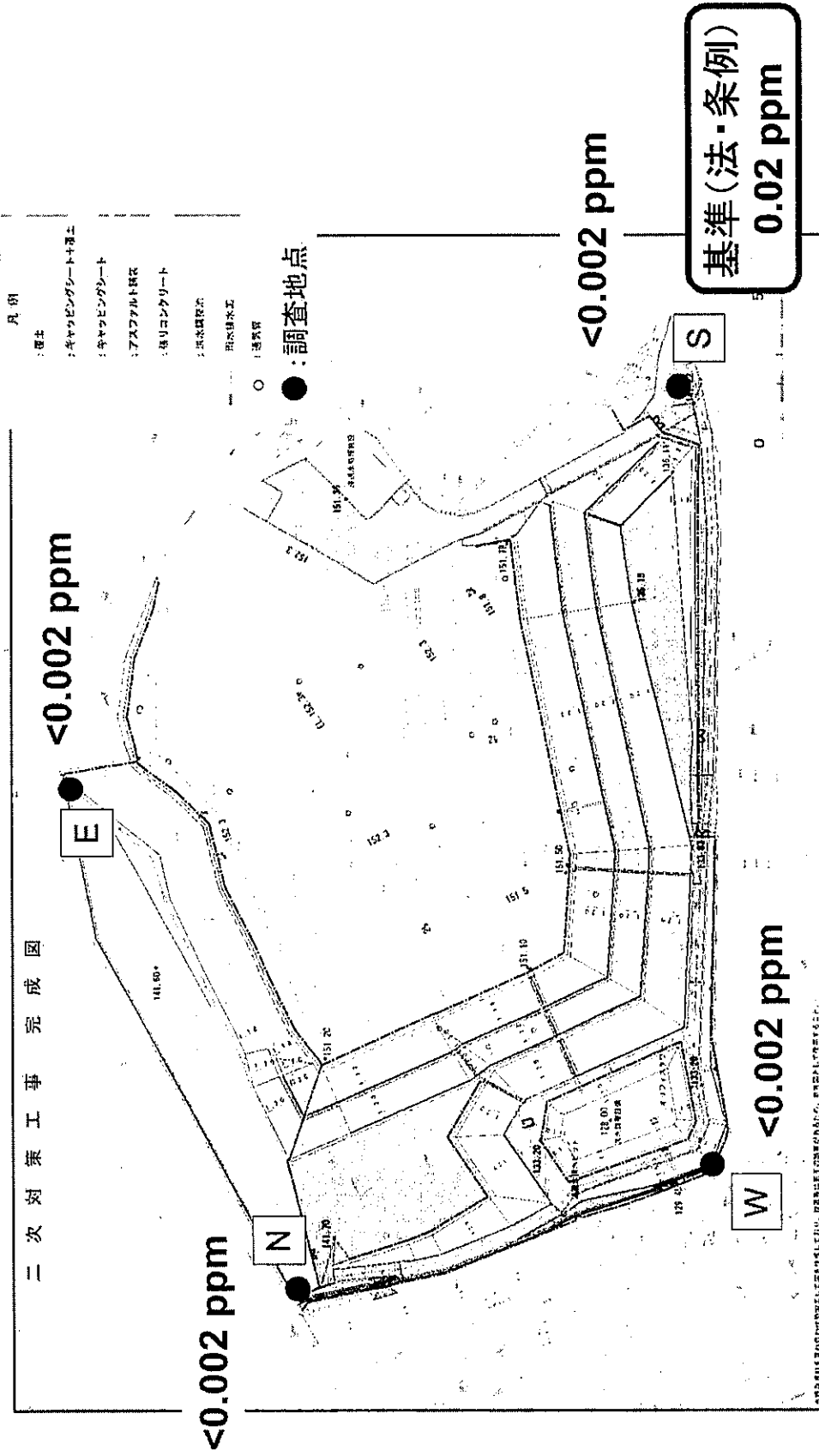
- 有害物質について環境基準の超過はなし。
- pHについて環境基準をわずかに超過した。池内で雨水が滞留した際に、植物プランクトンが増殖した影響によると考えられる。経堂池では基準以下(R3.5)なので、大きな影響はないと考えられるが、今後も変動状況を確認する。

項目	単位	R3.9.2 (2021)	環境基準
pH	at20°C	8.8	6.0~8.5
BOD	mg/L	1.8	8
COD	mg/L	4.9 ※	(6)
SS	mg/L	2.2	100
EC	mS/m	15 ※	(30)
カドミウム	mg/L	<0.0003	0.003
砒素	mg/L	<0.005	0.01
銅	mg/L	0.14	0.8
ほう素	mg/L	<0.1	1
鉛	mg/L	<0.005	0.01
総水銀	mg/L	<0.0005	0.0005
PCB	mg/L	不検出	不検出
トリカドミウム	mg/L	<0.001	0.01
テトラカドミウム	mg/L	<0.0005	0.01
1,1-ジカドミウム	mg/L	<0.002	0.1
1,2-ジカドミウム	mg/L	<0.004	-
ビス-1,2-ジカドミウム	mg/L	<0.002	0.04
トリス-1,2-ジカドミウム	mg/L	<0.002	-
ベンゼン	mg/L	<0.001	0.01
クロロエチレン	mg/L	<0.0002	-
1,4-ジクロロベンゼン	mg/L	<0.005	0.05
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.080	1
鉄	mg/L	0.17	-
マンガン	mg/L	0.06	-
溶解性鉄	mg/L	<0.01	-
溶解性マンガン	mg/L	0.02	-
全窒素	mg/L	0.30 ※	(1)
全りん	mg/L	<0.05	-
塩化物イオン	mg/L	1.1	-
備考			

※環境基準にない項目については参考に農業用水基準を表示

敷地境界ガス調査結果

硫化水素



- 令和3年度第2回の調査を令和3年(2021年)8月25日に実施した。
 - 全地点で不検出。(3回連続)
- (参考) 産廃特措法実施計画の目標達成状況の評価
- ・悪臭防止法および栗東市生活環境保全に関する条例に定める基準を満足していること。

第39回旧RD最終処分場問題連絡協議会

維持管理の状況について

○
令和3年(2021年)11月26日

旧処分場全体航空写真



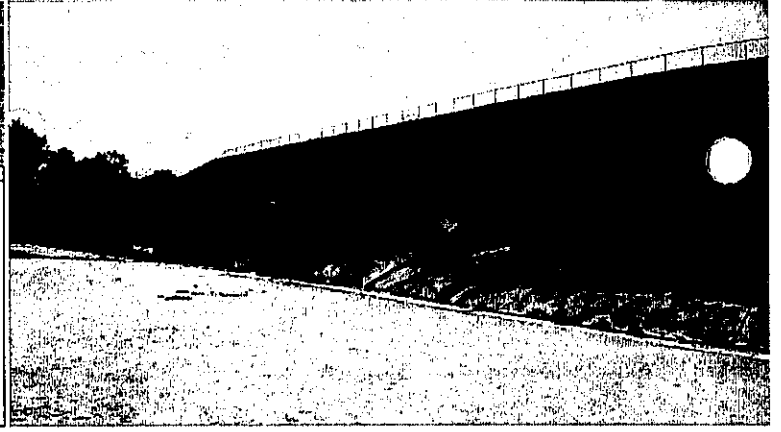
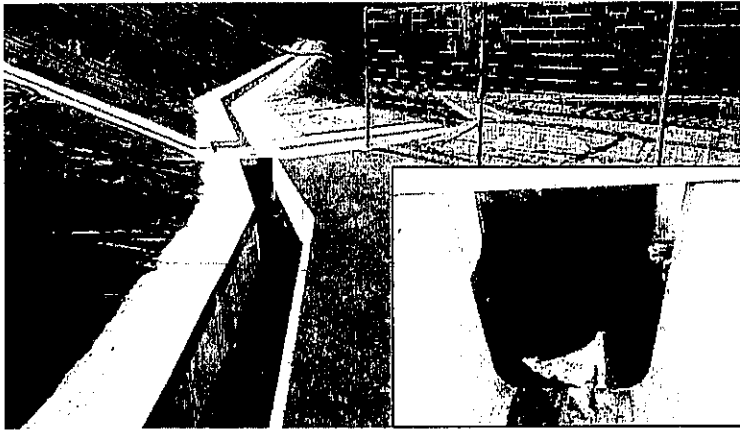
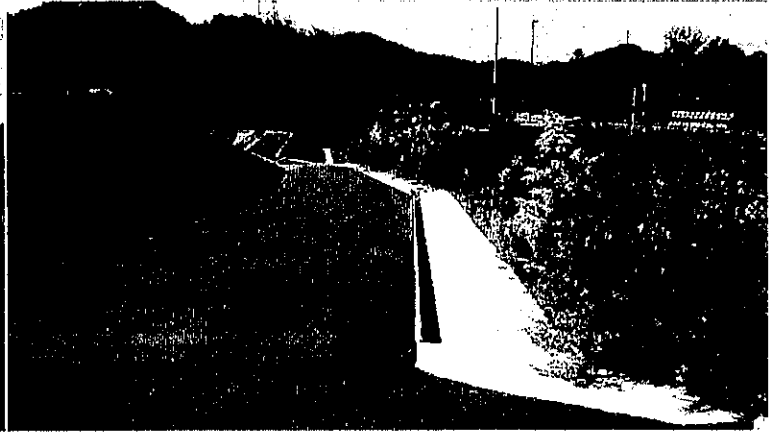
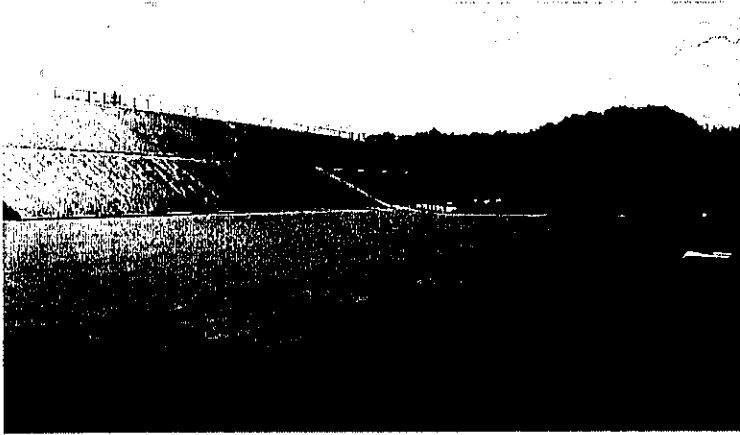
撮影日 令和3年(2021年)7月13日

西市道側

場内進入口

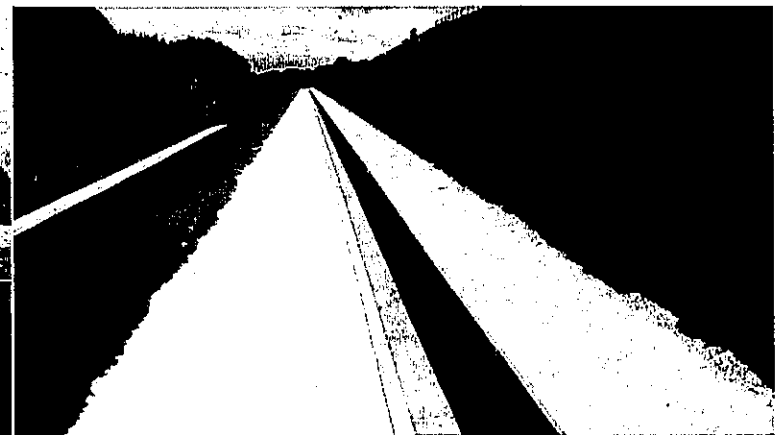
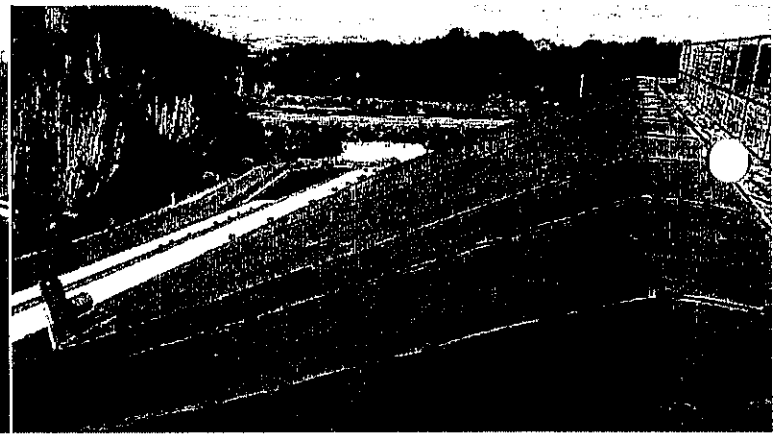
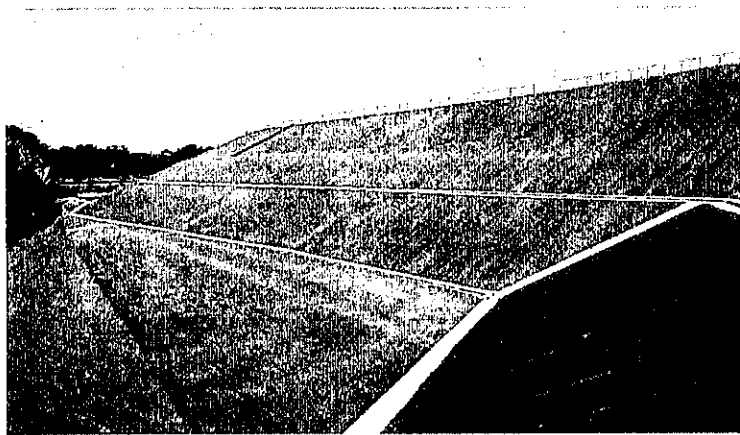
撮影日 令和3年(2021年)10月20日

バイパス側の状況



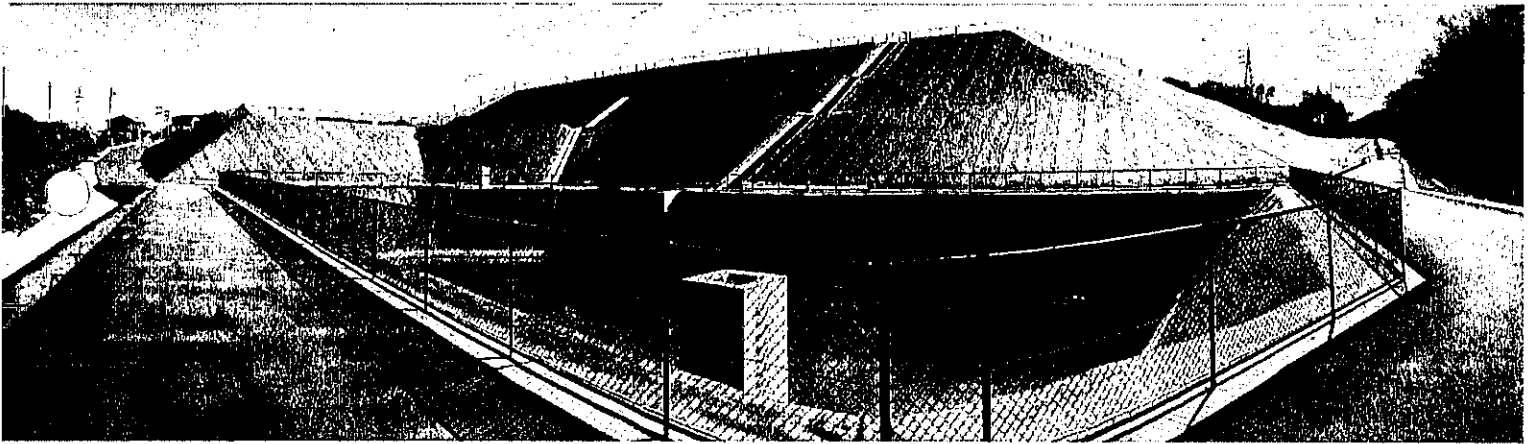
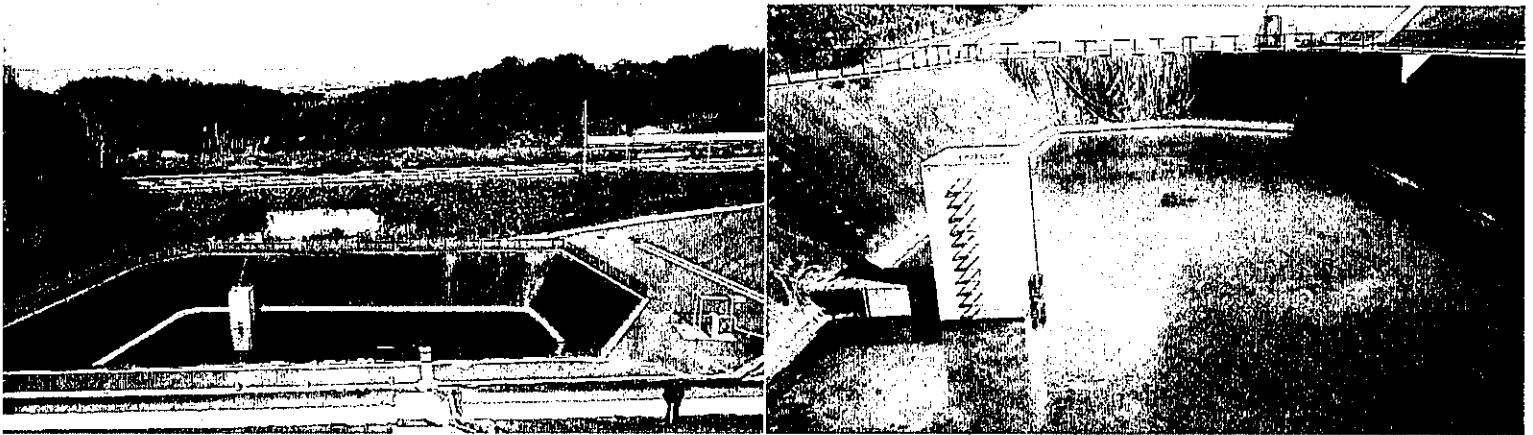
撮影日 令和3年(2021年)10月20日

西市道側の状況



調整池付近の状況

撮影日 令和3年(2021年)10月20日

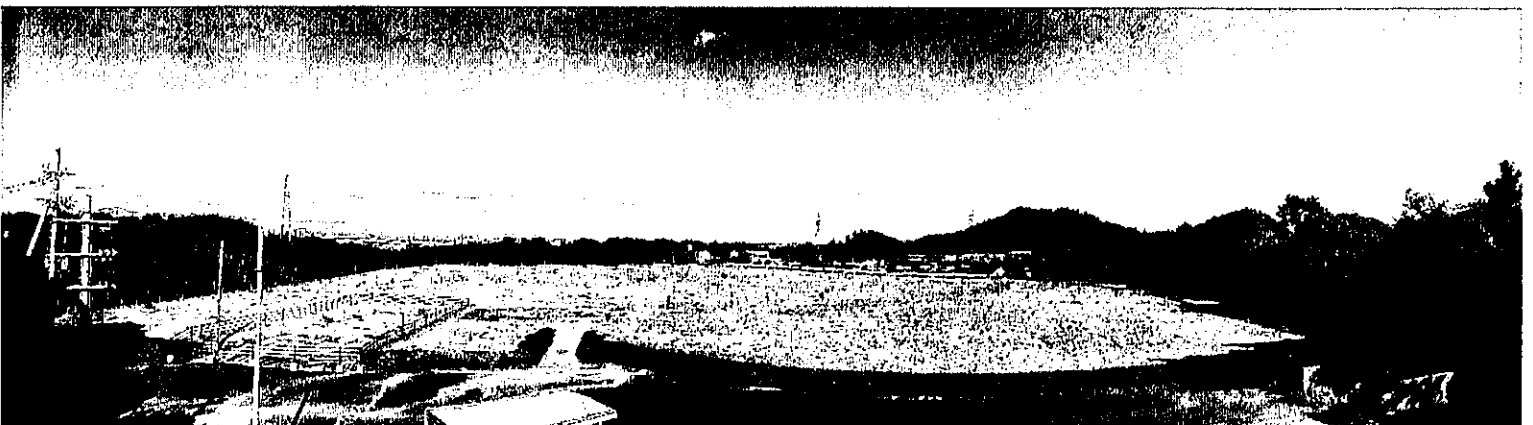


平面部の状況

撮影日 令和3年(2021年)10月20日



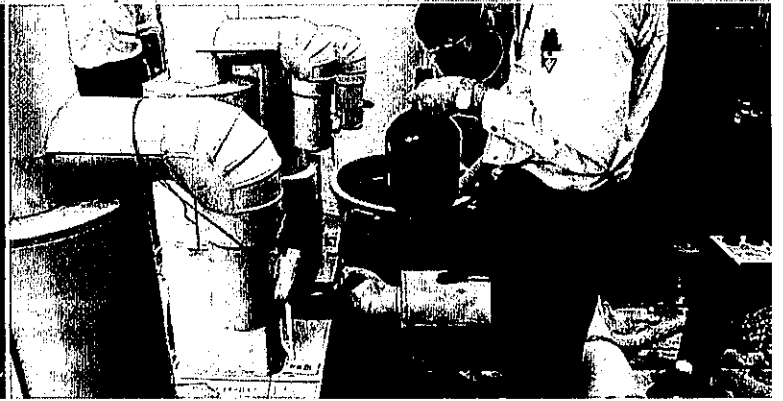
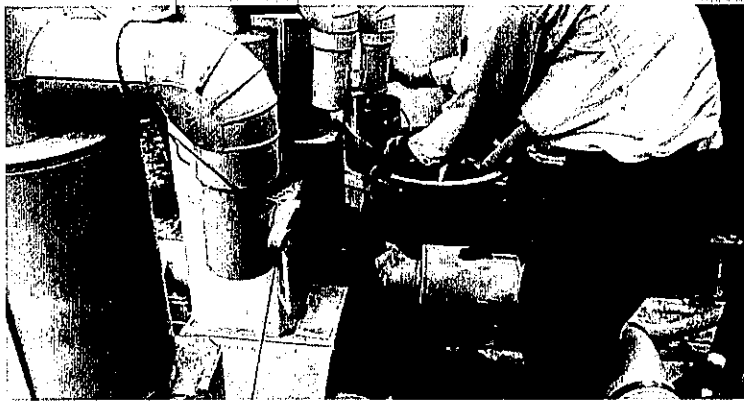
撮影日 令和3年(2021年)9月28日



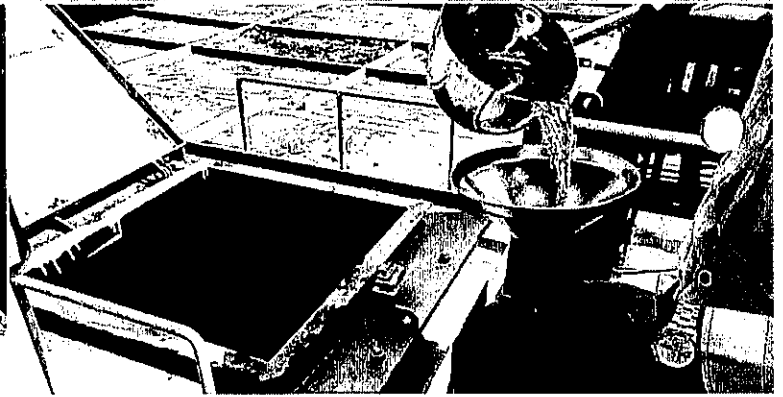
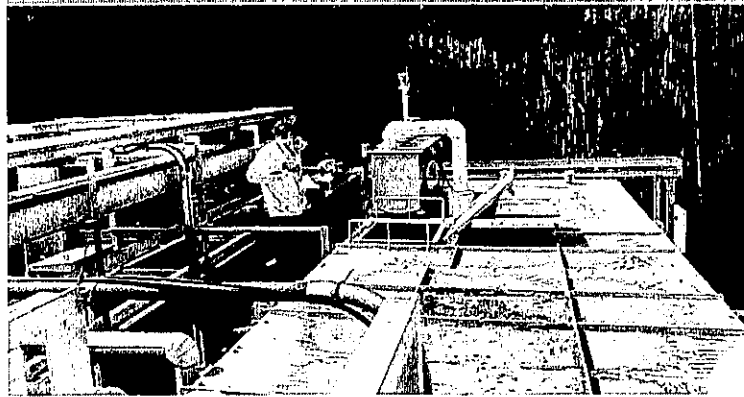
水処理施設の管理状況

撮影日 令和3年(2021年)8月30日

原水

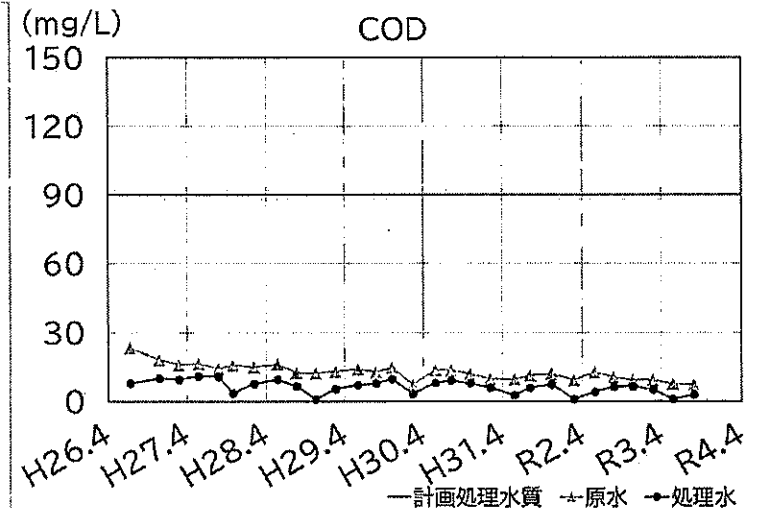
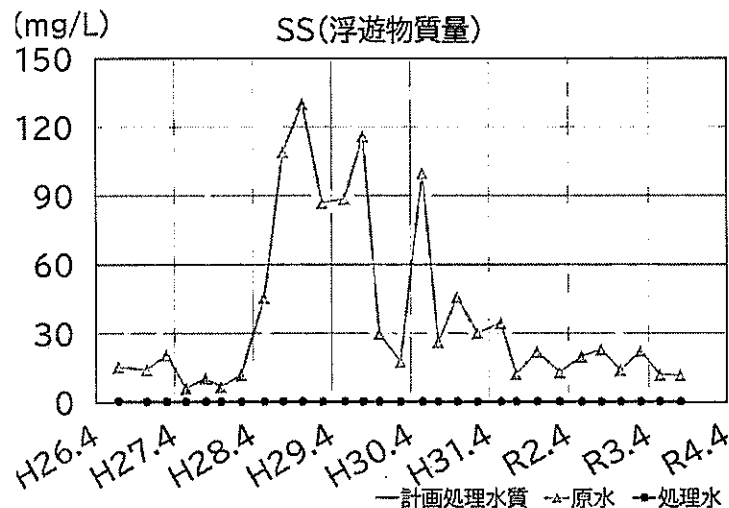


処理水



水処理施設の水質状況

- 令和3年8月の分析結果は次ページのとおり、原水、処理水とも計画処理水質の超過なし。
- 主な項目の変動は以下のグラフのとおり。



水処理施設の水質状況

項目	単位	原水水質	処理水水質	計画処理水質 (下水道排除基準と管理型 処分場排水基準の厳しい方)		
		令和3年8月30日	令和3年8月30日			
有害物質	カドミウム及びその化合物	(mg/L)	0.005未満	0.005未満	0.01	
	シアン化合物	(mg/L)	0.1未満	0.1未満	0.1	
	有機リン化合物	(mg/L)	不検出	不検出	検出されないこと	
	鉛及びその化合物	(mg/L)	0.05未満	0.05未満	0.1	
	六価クロム化合物	(mg/L)	0.01未満	0.01未満	0.05	
	ヒ素及びその化合物	(mg/L)	0.01未満	0.01未満	0.05	
	総水銀化合物	(mg/L)	0.0005未満	0.0005未満	0.005	
	アルキル水銀化合物	(mg/L)	不検出	不検出	検出されないこと	
	PCB	(mg/L)	0.0005未満	0.0005未満	0.003	
	トリクロロフェン	(mg/L)	0.001未満	0.001未満	0.3	
	トトラクロロフェン	(mg/L)	0.001未満	0.001未満	0.1	
	ジクロロメタン	(mg/L)	0.02未満	0.02未満	0.2	
	四塩化炭素	(mg/L)	0.001未満	0.001未満	0.02	
	1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	0.004未満	0.004未満	0.04	
	1,1-ジクロロエタン	(mg/L)	0.02未満	0.02未満	1	
	トリス-1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	0.04未満	0.04未満	0.4	
	1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	0.001未満	0.001未満	3	
	1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	0.006未満	0.006未満	0.06	
	1,3-ジクロロプロパン	(mg/L)	0.002未満	0.002未満	0.02	
	クロロエチレン	(mg/L)	0.0002未満	0.0002未満	—	
	1,4-ジオキサン	(mg/L)	0.008	0.007	0.5	
	ベンゼン	(mg/L)	0.01未満	0.01未満	0.1	
	セレン及びその化合物	(mg/L)	0.01未満	0.01未満	0.1	
	ほう素及びその化合物	(mg/L)	0.8	0.8	10	
	ふっ素及びその化合物	(mg/L)	0.2	0.2未満	8	
	ダイオキシン類	(pg-TEQ/L)	0.011	0	10	
	その他の	pH(水素イオン濃度)	—	7.7	7.6	5.8以上8.6以下
		BOD(生物化学的酸素要求量)	(mg/L)	2	2	60
		COD(化学的酸素要求量)	(mg/L)	7.5	2.9	90
		SS(浮遊物質)	(mg/L)	11.8	0.5未満	60
電気伝導率		(mS/m)	131	138	—	
ホルマリン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)		(mg/L)	0.5未満	0.5未満	5	
(動植物油脂類含有量)		(mg/L)	0.5未満	0.5未満	30(日平均20)	
フェノール類含有量		(mg/L)	0.1未満	0.1未満	5(日平均1)	
銅及びその化合物		(mg/L)	0.01未満	0.01未満	3(日平均1)	
亜鉛及びその化合物		(mg/L)	0.01	0.01未満	2(日平均1)	
溶解性鉄及びその化合物		(mg/L)	0.10未満	0.10未満	10	
溶解性マンガン及びその化合物		(mg/L)	0.11	0.10未満	10	
クロム及びその化合物		(mg/L)	0.01未満	0.01未満	2(日平均0.1)	
大腸菌群数		(個/cm ³)	2	0	3000	
アンチモン含有量		(mg/L)	0.01未満	0.01未満	日平均0.05	
ニッケル含有量		(mg/L)	0.01未満	0.01未満	日平均1	
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び 硝酸性窒素含有量		(mg/L)	2.4	2.5	100	
窒素含有量		(mg/L)	2.9	2.7	日平均60未満	
リン含有量		(mg/L)	0.1未満	0.1未満	日平均8	
水温		(°C)	25.7	27.8	45未満	
沃素消費量	(mg/L)	1.0未満	1.0未満	220未満		
外観(色調)	—	微褐色	無色	—		
外観(濁り)	—	微濁	透明	—		
臭気	—	異常なし	異常なし	—		

※ 計画処理水質超過なし。



産廃特措法に基づく特定支障除去等事業実施計画で定めた目標達成の状況について

1 生活環境保全上達成すべき目標と達成状況の判断基準、対応状況等

※以下に記載の「目標」と「判断基準」は実施計画より、「確認方法」は第 35 回連絡協議会(令和2年 11 月)で説明した資料 3-1 より抜粋

目標1 旧処分場から廃棄物が飛散流出するおそれがないこと。

(1)判断基準

廃棄物土がすべて 50cm 以上覆土されていることおよび法面が崩壊のおそれのない安定した勾配であることが確認されれば目標が達成されたと判断する。

(2)確認方法

対策工事施工後の完了検査により確認する。

(3)対応状況

令和 3 年 2 月に完了検査を行い、設計どおり適正に工事が施工されたことを確認した。

目標2 旧処分場に起因する下流地下水汚染原因となるおそれのある物質(塩化ビニルモノマー、1,4-ジオキサン等)によって下流地下水が環境基準を超過しないこと。

(1)判断基準

旧処分場周縁の井戸の地下水水質が 2 年以上連続して地下水環境基準を満足することが確認されれば目標が達成されたと判断する。

(2)確認方法

目標達成に係る評価対象地点における地下水水質の年平均値が工事完了後 2 年間環境基準に適合することを確認する。ただし、処分場が原因でない項目は除く。(評価対象地点 6 地点で年 4 回、地下水水質のモニタリング調査を実施)

なお、環境基準を超過している No. 3-1 地点のひ素については、旧処分場に起因するものではないこと (=自然由来であること) を確認する。

(3)対応状況

- ・現在まで、No. 3-1 地点のひ素を除き、環境基準に適合している。(直近 2 年間においても No. 3-1 地点のひ素を除き、年平均値が環境基準に適合している。)
- ・なお、No. 3-1 地点のひ素については、旧処分場に起因するものでなく、自然由来と考えられるとの調査結果を取りまとめ、前回(第 38 回)の連絡協議会(書面開催)に提出した。

目標 3 旧処分場に起因する臭気が、悪臭防止法および栗東市生活環境保全に関する条例に定める基準を超過するおそれのないこと。

(1)判断基準

① 廃棄物土がすべて 50cm 以上覆土されていること、法面が崩壊のおそれのない安定した勾配であること

② 嫌気状態を解消するため浸透水が廃棄物土層に滞留しない状態が概ね保たれていること

③ 旧処分場の敷地境界において硫化水素ガスに起因する臭気が悪臭防止法および栗東市生活環境保全に関する条例に定める基準を満足していること

が確認されれば目標が達成されたと判断する。

(2) 確認方法

- ① 対策工事施工後の完了検査により確認する。
- ② 浸透水水位データを分析し、過去のボーリング結果等と比較して、浸透水が廃棄物土層に滞留しない状態が概ね保たれているかを確認する。
- ③ 敷地境界において硫化水素ガス濃度を分析し、工事完了後2年間悪臭防止法および栗東市条例に定める基準に適合することを確認する。(評価対象地点4地点で年4回表層ガスモニタリング調査を実施)

(3) 対応状況

- ① 令和3年2月に完了検査を行い、設計どおり適正に施工されたことを確認した。
- ② 調査内容をとりまとめ、次回(第40回)の連絡協議会で説明を予定している。
- ③ 現在のところ、調査開始からすべての地点において不検出となっている。

2 連絡協議会などでの説明状況

- 目標1および目標3の①
⇒ 令和2年11月に現場見学会を行い、施工済の箇所状況を確認いただくとともに、連絡協議会において工事の施工状況や完了後の状況を説明した。
- 目標2および目標3の③
⇒ 地下水水質やガスの調査結果については、連絡協議会において毎回説明している。なお、No.3-1地点のひ素の環境基準超過を自然由来とする調査結果について前回(第38回)の連絡協議会(書面開催)に提出した。
- 目標3の②
⇒ 調査内容をとりまとめ、次回(第40回)の連絡協議会で説明を予定している。

3 目標達成に向けた現状

- 目標1および目標3の① ⇒ 達成済み
- 目標2および目標3の③ ⇒ 対策の実施により全体的に水質は改善してきており、このままの状態が続けば達成
- 目標3の② ⇒ 継続して調査を実施しており、調査結果を取りまとめ、達成状況を確認

4 目標達成の評価方法

- 目標の達成状況の評価について、来年度の連絡協議会で説明し、ご確認いただく。
- なお、評価については専門家の意見を踏まえるため、アドバイザーの方々にご確認いただく。

5 目標達成の評価に向けたこれまでの経過と今後の予定

(1) これまでの経過

- | | |
|---------|--|
| 令和元年11月 | 第31回連絡協議会(実施計画の目標達成状況の判断とその調査・評価方法について説明) |
| 令和2年11月 | 第35回連絡協議会(実施計画の目標達成状況の判断とその調査・評価方法について確認)
工事完了前現場見学会の開催 |

- 令和3年 2月 第36回連絡協議会（工事の施工状況）
 二次対策工事完了、完了検査
- 6月 第37回連絡協議会（工事完了後の状況）
 アドバイザー協議（ひ素の基準超過を自然由来とする調査結果 ～7月）
- 10月 第38回連絡協議会（ひ素の基準超過を自然由来とする調査結果を提出）
- 11月 第39回連絡協議会（実施計画の目標達成状況<本資料>を説明）

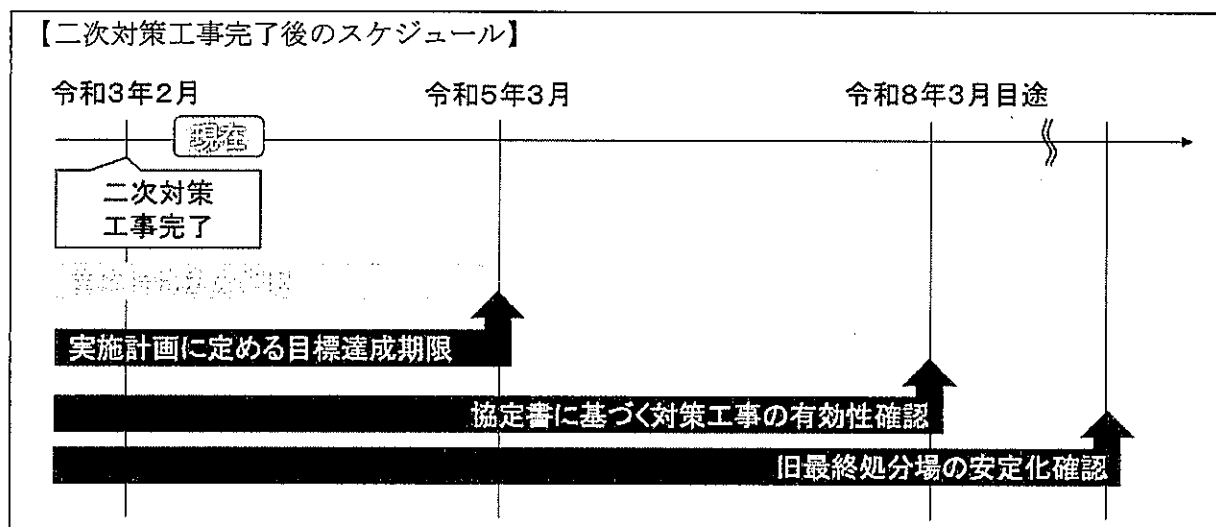
※モニタリング調査結果は毎回の連絡協議会で説明（記載省略）

(2)今後の予定

令和5年4月に環境省等へ特定支障等事業（対策工）の実績報告書の提出を予定しており、それまでに連絡協議会およびアドバイザーに以下の2点の説明を予定している。

- ・硫化水素ガスの悪臭により支障を生ずるおそれの除去に係る調査結果について
- ・実施計画の目標達成の評価について

また、二次対策工事の実施に当たっての協定書に基づく「対策工の有効性の確認」（令和8年3月末を目途）に向け、連絡協議会の場で並行して説明していく。





「児童生徒の健全育成に係る県と市町の連携に関する協定」の締結について

県立学校へ進学した児童生徒のうち、特別な支援を必要とする者が、切れ目のない支援を受けられるよう、県・県教育委員会・市町・市町教育委員会の四者で協定を締結し、県と市町、教育委員会と福祉部局の枠を超えて、支援を必要とする児童生徒の情報を共有し、連携した支援を行う取組です。

1. 取組の背景

不登校の児童生徒の中には、ひきこもりとなるケースや背景に発達障がいがあるケースがあり、ひきこもりの防止策や、教育と福祉の枠を超えた切れ目のない支援が求められています。今までも県立学校とは、必要な連携は行ってきましたが、支援の取組に差があったことから、支援を必要とする児童生徒の情報を県立学校との間で共有する仕組みを整えるものです。

2. 取組の概要

<目的>

県および市が、教育および福祉におけるそれぞれの役割と責任を自覚し、相互の連携と協力による、児童生徒の健全育成および将来の社会的自立に向けた切れ目のない支援を図ることを目的としています。

<対象者>

- (1) 不登校および別室登校や放課後登校など不登校傾向にある者
- (2) 発達障害等特別な支援を必要とする者
- (3) 中途退学および転学等が心配される者
- (4) その他、児童生徒の健全育成および将来の社会的自立のために連携した支援を要すると認められる者

<具体的な支援の流れ(例)>

県立学校で児童生徒の不登校等連携が必要な事案発生

↓

県立学校で市と連携した支援を要すると判断した場合、出身校、市福祉部局等関係機関へ連絡

↓

県立学校、関係機関等含めたケース会議の開催、情報共有や対応策の検討

↓

関係機関が連携した支援を実施

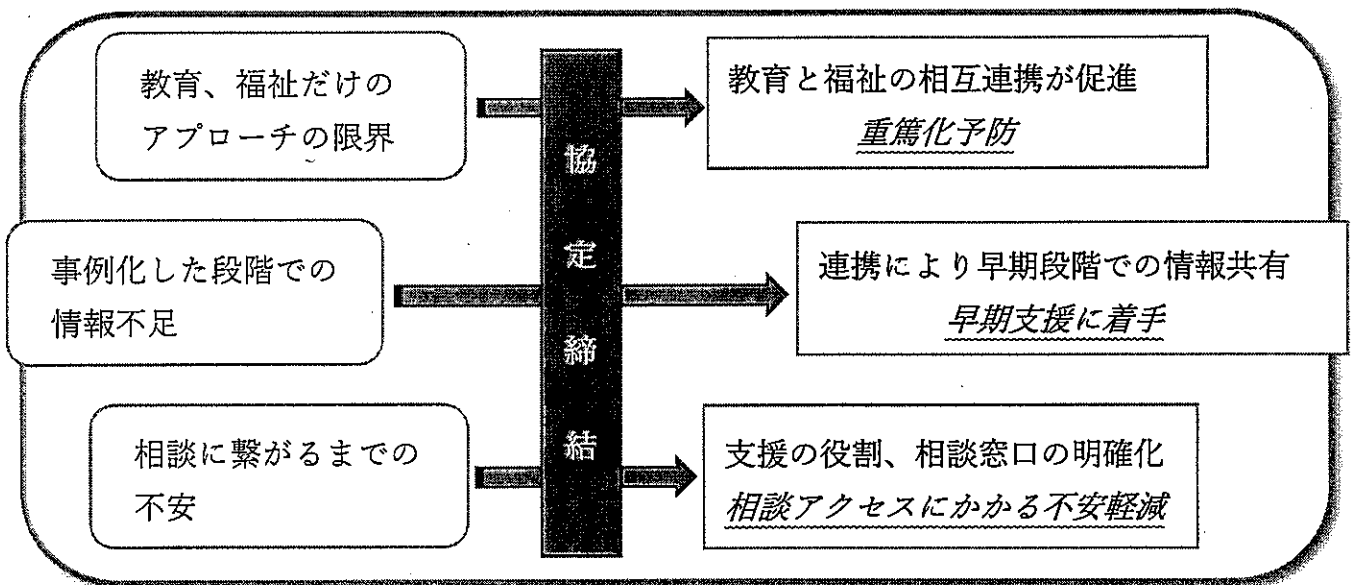
3. 協定による効果

協定を締結することによって、連携が一層進み、児童生徒に対して関係機関と連携した切れ目のない支援を行うことができます。特に複合的、複雑化した児童生徒の課題に対し教育・福祉の両面からのアプローチにより、重篤化予防に繋げていくことができます。

また、共有する情報の範囲がルール化され、関係機関の役割や担当窓口が明確になることにより、必要な情報を早期に収集することができるとともに、相談への不安が軽減され課題を抱え込むことなく連携した支援を展開することができます。

◆協定締結

《 前 後 》



4. 施行日

令和4年4月1日

<県内実績>

県内14市町締結、令和3年度より実施

○協定締結までのスケジュール（令和3年度）

- ・ 7月29日 「児童生徒の健全育成に係る県と栗東市との連携に関する協定書締結検討委員会」1回目
<協議事項>個人情報保護条例との整合性、情報共有の範囲
- ・ 10月22日 「児童生徒の健全育成に係る県と栗東市との連携に関する協定書締結検討委員会」2回目
<協議事項>個人情報保護条例、協定締結前後での違い、協定内容
- ・ 12月1日 総合調整会議報告
- ・ 12月 文教福祉常任委員会 その他事項報告
- ・ ~3月 協定締結

児童生徒の健全育成に係る県と市町の連携に関する協定書

県と協議中

栗東市長および栗東市教育委員会教育長(以下「市」という。)ならびに滋賀県知事および滋賀県教育委員会教育長(以下「県」という。)は、児童生徒の健全育成および将来の社会的自立に向けた支援を図るため、次のとおり協定を締結する。

令和〇年〇月〇日

栗東市長 野村昌弘 印

栗東市教育委員会
教育長 福原快俊 印

滋賀県知事 三日月大造 印

滋賀県教育委員会
教育長 福永忠克 印

(目的)

第1条 この協定は、市および県が、教育および福祉におけるそれぞれの役割と責任を自覚し、相互の連携と協力による、児童生徒の健全育成および将来の社会的自立に向けた切れ目のない支援を図ることを目的とする。

(相互の連携による支援)

第2条 市および県は、児童生徒の健全育成および将来の社会的自立に向けた支援に関し、それぞれの役割に応じた適切な対応措置を講ずるため、計画的に情報共有その他必要な連携をするものとする。

(連絡責任者)

第3条 市および県は、情報共有その他必要な連携を適正かつ円滑に行うため、連絡責任者を置く。

2 連絡責任者は、次の各号に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 市長部局 子ども青少年局発達支援課長
- (2) 市教育委員会 学校教育課長および各市立学校長
- (3) 県知事部局 健康医療福祉部障害福祉課長、子ども・青少年局家庭支援推進室長
- (4) 県教育委員会 幼小中教育課生徒指導・いじめ対策支援室長および各県立学校長

3 前項のほか、事案の内容に応じて、必要な市長部局および市教育委員会ならびに県知事部局および県教育委員会の関係機関に、連絡責任者を置く。

4 連絡責任者は、自らの所属職員のうちから、連絡責任者を補助し情報共有その他必要な連携に関する業務にあたる職員を指名することができるものとする。

(対象者)

第4条 本取組の対象者は、県立学校に進学した児童生徒(県立学校へ入学予定の者および県立学校を卒業・転学・中途退学した者等を含む)のうち、次の各号のいずれかに該当する児童生徒(以下「対象児童生徒」という。)とする。

- (1) 不登校および別室登校や放課後登校など不登校傾向にある者
- (2) 発達障害等特別な支援を必要とする者
- (3) 中途退学および転学等が心配される者
- (4) その他、児童生徒の健全育成および将来の社会的自立のために連携した支援を要すると認められる者

(情報の共有)

第5条 連絡責任者は、対象児童生徒の健全育成および将来の社会的自立のために連携した支援を要すると判断したときは、関係する連絡責任者に連絡し、情報共有その他必要な連携について、協議を行うものとする。

2 情報の共有の必要性については、連絡責任者がそれぞれ判断するものとする。

(共有する情報の範囲)

第6条 共有する情報は、対象児童生徒の健全育成および将来の社会的自立へ向けた切れ目のない支援に資するために必要なものとする。

2 連絡責任者は、その提供しようとする情報が、対象児童生徒等の思想、信条および宗教に関する個人情報ならびに人種、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じるおそれのある記述等が含まれる個人情報であるときは、情報共有の具体的な必要性を慎重に判断するものとする。

(対応措置)

第7条 情報共有をした連絡責任者は、必要に応じて、速やかに別表に掲げる対応その他の適切な対応を講ずるものとする。

(協定の期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定を締結した日の翌年度の末日までとする。ただし、期間満了の日の1月前までに、各協定締結者から申し出がない場合には、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後同様とする。ただし、制度の運用上、協定の見直しが必要となった場合等、特別の事情がある場合には、この限りではない。

(個人情報の保護等)

第9条 情報の提供を受けた連絡責任者は、自らが属する団体の個人情報保護条例等の関係規程を遵守し、当該情報をこの協定の目的以外の目的のために利用してはならない。

2 情報の提供を受けた連絡責任者は、自らが属する団体の個人情報保護条例等の関係規程に基づき、当該情報の第三者への漏えいを防止するために必要な措置を講じなければならない。

3 情報を提供した連絡責任者は、必要に応じて、情報の提供を受けた連絡責任者に対して、情報の管理状況について報告を求めることができる。

4 情報の提供を受けた連絡責任者は、当該情報を、自らが属する団体の個人情報保護条例や公文書管理規程等の関係規程に定められた期間、適切に保存するものとする。

(留意事項)

第10条 連絡責任者は、特に次の事項に留意しなければならない。

(1)情報共有その他必要な連携について、児童生徒や保護者等への周知に努める。

(2)情報共有その他必要な連携を行う場合は、あらかじめ、対象児童生徒や保護者等に対して、趣旨や目的、提供する情報の範囲等を説明し、同意を得ることを基本とする。ただし、対象児童生徒の生命、身体または財産の保護のために必要である場合は、この限りでない。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項またはこの協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度、市および県が協議して決定する。

付 則

(施行期日)

1 この協定は、令和4年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 児童生徒や保護者等への周知その他この協定を施行するために必要な準備行為は、この協定の施行の前においても、行うことができる。

別表(第7条関係)

主体	関係部局	対応
市長部局	子ども青少年局 発達支援課	取組・協定の見直しや運用に関すること 関係機関への連絡調整 情報共有の場への参画 対象児童生徒等に関する情報の提供 対象児童生徒等への支援 等
	関係機関 ●子ども青少年局 子育て応援課・ 家庭児童相談室 ●健康福祉部 社会福祉課 ●健康福祉部 障がい福祉課	情報共有の場への参画 対象児童生徒等への支援 等
市教育委員会	教育委員会事務局 学校教育課	取組・協定の見直しや運用に関すること 関係機関への連絡調整 情報共有の場への参画 市立学校への指導・支援 等
	各市立学校	情報共有の場への参画 対象児童生徒等に関する情報の提供 等
	関係機関 ●教育委員会事務局 学校教育課・ 児童生徒支援室 ●教育委員会 生涯学習課・ 少年センター	情報共有の場への参画 対象児童生徒等への支援 等

県知事部局	障害福祉課 子ども・青少年局	取組・協定の見直しや運用に関すること 関係機関への連絡調整 情報共有の場への参画 等
	関係機関 精神保健福祉センター、 ひきこもり支援センター (子ども・若者総合相談 窓口)、各圏域保健所、 発達障害者支援センタ ー、高次脳機能障害支 援センター	情報共有の場への参画 対象児童生徒等への支援 等
県教育委員会	幼小中教育課生徒指 導・いじめ対策支援室	取組・協定の見直しや運用に関すること 関係機関への連絡調整 情報共有の場への参画 県立学校への指導・支援 等
	関係機関 心の教育相談センター 総合教育センター	情報共有の場への参画 県立学校への支援 対象児童生徒等への支援 等
	各県立学校	情報共有の場への参画 対象児童生徒等に関する情報の提供 対象児童生徒等への訪問支援 等



児童生徒の健全育成に係る県と栗東市との連携に関する協定書締結検討委員会設置要領

(設置)

第1条 この要領は、「児童生徒の健全育成に係る県と栗東市との連携の取組に関する協定書」の令和3年度中の締結に向けて協議を重ねるため、その協議の位置づけを明確にすることを目的として、「児童生徒の健全育成に係る県と栗東市との連携に関する協定書締結検討委員会(以下、「協定書検討委員会」という。)」の設置及び運営に関する要領を設置する。

(目的)

第2条 協定書検討委員会は、県立学校進学後の個別の教育支援計画の扱いや個人情報等の扱いについて実情を把握し、本市の子どもたちの情報を県と共有することで、将来的な社会的自立を目指して、切れ目のない支援を行うことを目的とし、市教育委員会や福祉部局、県との協定書締結に向けて、その協定内容を十分検討し、運用を円滑に行うために設置する。

(任期)

第3条 協定書検討委員会を構成する委員の任期は、任命の日から令和3年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の任期は、必要に応じて延長することができる。

(構成)

第4条 委員は、児童生徒の健全育成及び栗東市個人情報保護条例等に係る別紙に定める各関係課のうち、担当課長及び課長が指名する者を充てる。

2 協定書検討委員会を代表する者(以下「座長」という。)は、子ども青少年局長があたるものとする。

(庶務)

第5条 協定書検討委員会の庶務は、子ども青少年局 発達支援課において処理する。

(運営)

第6条 座長は、協定書検討委員会を招集する。

2 委員は、各所属において、児童生徒の健全育成に係る県と栗東市との連携に関する協定書締結に向けて、課題等を提案し会議の俎上に挙げることで、各所属が相互に連携し、相乗効果を目指すものとする。

(成果物)

第7条 協定書検討委員会において、検討及び調整した内容は、各関係課内に報告するとともに、市長・副市長・教育長へ説明し、決裁をとる。

(資料提出等の協力)

第8条 協定書検討委員会は、必要に応じて関係機関等に資料の提出、意見の陳述、説明その他の協力を求めることができる。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

「児童生徒の健全育成に係る県と栗東市との連携に関する協定書締結検討委員会」

構成 業務担当課

座長 子ども青少年局 局長

	担当課	氏名	備考
教育部	学校教育課	課長 指導主事	
	生涯学習課 少年センター	課長 所長	
健康福祉部	社会福祉課	次長	
	障がい福祉課	課長 相談員	
子ども 青少年局	子育て応援課	課長	
	家庭児童相談室	室長 係長	
	発達支援課	課長 課長補佐 主幹	

※個人情報の取扱いについて、総務課情報公開係が、助言として加わることがある。